

議案第3号

倉敷情報学習センター条例の廃止について

2月定例会市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり、議決を求める。

令和4年2月10日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷情報学習センター条例を廃止する条例

倉敷情報学習センター条例（平成5年倉敷市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表情報学習センター運営審議会委員の項を削る。

- 3 倉敷市立ライフパーク倉敷条例（平成5年倉敷市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

提案理由

行政組織改正に伴い、倉敷情報学習センターを廃止するため、条例を廃止するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条，第3条関係）			別表（第2条，第3条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
図書館協議会委員	日額 7,100円	同上	図書館協議会委員	日額 7,100円	同上
公民館等運営審議会委員	日額 7,100円	同上	公民館等運営審議会委員	日額 7,100円	同上
美術館協議会委員	日額 7,100円	同上	美術館協議会委員	日額 7,100円	同上
美術館美術資料選考評価委員	日額 12,000円	同上	美術館美術資料選考評価委員	日額 12,000円	同上
自然史博物館協議会委員	日額 7,100円	同上	自然史博物館協議会委員	日額 7,100円	同上
教育センター運営委員会委員	日額 7,100円	同上	情報学習センター運営審議会委員	日額 7,100円	同上
科学センター協議会委員	日額 7,100円	同上	教育センター運営委員会委員	日額 7,100円	同上
			科学センター協議会委員	日額 7,100円	同上

倉敷市立ライフパーク倉敷条例（平成5年倉敷市条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市民の生涯にわたる学習及び地域文化の向上と社会福祉の増進に資するための複合施設として、倉敷市立ライフパーク倉敷（以下「ライフパーク倉敷」という。）を倉敷市福田町古新田940番地に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第2条 ライフパーク倉敷に、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 倉敷市民学習センター</p> <p><u>(2)</u> 倉敷教育センター</p> <p><u>(3)</u> 倉敷科学センター</p> <p><u>(4)</u> 倉敷埋蔵文化財センター</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 市民の生涯にわたる学習及び地域文化の向上と社会福祉の増進に資するための複合施設として、倉敷市立ライフパーク倉敷（以下「ライフパーク倉敷」という。）を倉敷市福田町古新田940番地に設置する。</p> <p>- (施設)</p> <p>第2条 ライフパーク倉敷に、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 倉敷市民学習センター</p> <p><u>(2) 倉敷情報学習センター</u></p> <p><u>(3)</u> 倉敷教育センター</p> <p><u>(4)</u> 倉敷科学センター</p> <p><u>(5)</u> 倉敷埋蔵文化財センター</p>